



令和8年6月号

商工会たより

成田市東商工会
☎0476-73-2205

令和8年度 通常総会について

本年度の通常総会は、5月21日(木)午後3時より大栄公民館にて開催されました。

会員185名(内、委任状148名)出席のもと下記議案が承認・決定されました。詳細は総会資料をご覧ください。

- 令和7年度事業報告書並びに収支決算関係書類承認の件 (監査報告)
- 令和8年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)決定の件
- 令和8年度運営資金借入最高限度額等(案)決定の件
- 定款一部改正の件
- 運営規約一部改正の件

報告事項 労働保険事務組合の保険料等報告書について



会費の集金について

商工会費の集金につきましては、現在、年に1回の集金を皆様にお願ひしています。ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひします。

また、この機会に、集金方法を現金から口座振替への変更手続きを併せてお願ひいたします。

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

- 国の退職金制度!**
掛金の一部を国が助成します。
- 外部積立型でラクラク管理!**
管理や運用の手間がかかりません。
- 掛金は全額非課税でオトク!**
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

税制改正において、下記の通り変更されました。ご確認ください。

★少額減価償却資産の特例の拡充

中小企業者等が40万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)することが可能。

【適応期限：令和10年度末(令和11年3月31日)まで】

【適用手続き】

〈個人事業主〉青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「摘要」欄に「措法28の2」と記載すること。

〈法人〉法人税の確定申告書に別表と適用額明細書を添付すること。

★基礎控除の引き上げ

合計所得金額 (令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額(注3))	基礎控除額(改正された範囲)			
	改正後(注1)		改正前(注1)	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)		99万円(注2)	95万円(注2)	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)	104万円(注2)	62万円	88万円(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	67万円(注2)		68万円(注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)			63万円(注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

- (注) 1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円(改正前：58万円)に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
 2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額(改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額)となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
 3 下記②の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

★給与所得控除の最低保証額の引き上げ

給与等の収入金額	給与所得控除額(改正された範囲)		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下			65万円
190万円超 220万円以下	74万円(注1)	その収入金額×30%+8万円 (69万円未満となる場合は、69万円)	その収入金額×30%+8万円

- (注) 1 給与所得控除の最低保証額の特例(租税特別措置法第29条の4)の適用後の給与所得控除額となります。
 2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

出典：国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/index.htm>)

～青年部～

令和8年5月13日に県北部ブロック商工会主張発表大会が富里市で行われました。結果は惜しくも努力賞でしたが、青年部活動について熱く語っていただきました。

